

北海道エゾシカ対策推進条例の概要

I 総則

◆ 目的

エゾシカ対策に関し、基本理念を定め、道の責務及び道民等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、エゾシカ対策を総合的かつ計画的に推進し、人とエゾシカとの適切な関係を築き、地域社会の健全な発展に寄与すること

◆ 基本理念

- (1) 状況を適確に把握して、科学的知見に基づき、状況に応じた実効性のある対策を推進
- (2) 生物の多様性に及ぼす影響に配慮
- (3) エゾシカは道民共有の財産であり、その価値を最大限に活用
- (4) 道民の理解を促進するとともに道民意見を反映
- (5) 地域の特性を考慮し課題に応じた持続的な取組を推進

◆ 道の責務

- ・ エゾシカの対策の総合的かつ計画的な施策の策定・実施
- ・ 国、市町村、道民、事業者及び民間の団体との連携
- ・ 市町村との緊密な連携を図り、情報提供や技術的な助言その他必要な支援

◆ 道民等の役割

- ・ 道民、事業者等は道が実施する対策に協力

II 基本計画

- ・ 対策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画の策定、見直し、公表
- ・ 基本計画に掲げる目標の達成に向けた地域毎・年度毎の捕獲目標の策定

III エゾシカ対策に関する基本的施策

◆ 状況に応じた個体数の管理

- ・ エゾシカの生息動向や被害の状況に応じた個体数管理を推進
- ・ 「狩猟」、「被害防止のための捕獲」の効果的な組み合わせと「計画的な捕獲」の推進
- ・ 銃器やわな等による効率的かつ効果的な捕獲手法の活用推進、一斉捕獲の推進

◆ 緊急対策期間及び特定重点対策地域

- ・ 生息数及び農林業被害の著しい増加時における捕獲等の重点的な推進

◆ 捕獲等の担い手の確保

- ・ 捕獲者の確保、被害防止や計画的な捕獲等の従事者の育成確保、道外狩猟者の活用措置

◆ 有効活用の促進

- ・ 関係機関と連携協力して食、観光、その他の分野で有効活用するため必要な措置

◆ 被害防止対策の推進

- ・ 被害状況、交通事故等の実態把握、関係者との連携協力による効果的な被害防止対策の実施

◆ 調査研究の推進

- ・ 生息状況等の把握、エゾシカの感染症に関する科学的な知見の集積

◆ 事故及び法令違反の防止

- ・ 関係機関と連携協力した事故や法令違反の防止措置

◆ 捕獲等に係る個体の適正処理の促進

- ・ 適正な処理が促進されるよう、指導、情報提供その他必要な措置

◆ 人材の育成及び活用

- ・ 地域で対策の企画立案や推進を行う人材の育成とその活用

◆ 顕彰

- ・ エゾシカの対策に関する顕著な功績者への顕彰

IV 特定鉛弾の所持の禁止

- ・ エゾシカを捕獲する目的で鉛弾の所持を規制

V エゾシカ対策協議会

- ・ 全道協議会・地域協議会の設置

VI・VII 雑則・罰則

- ・ 財政上の措置、必要な罰則などを規定